

# 肖柏・実隆の源氏物語本文と『弄花抄』

藤原勝巳

はじめに

室町時代の中期以降、連歌師の定家察禅が源氏物語研究の隆盛をもたらし、青表紙本の復興期が到来した。宗祇・肖柏・三条西実隆の三人は、師匠の一条兼良の読みを継承し、多くの注釈書と青表紙本系統の本文を残した。宗祇所持の本文は今に伝わっていないが、肖柏筆の所謂肖柏本（『大成校異篇』採録）、実隆筆の書院部蔵青表紙証本、そして実隆・公条・公順筆の三条西家証本（『大成校異篇』採録）の三本は、戦前までテキストとして広く行われた『胡月抄』や『首書源氏物語』の載せる本文と性格を密に<sup>注1</sup>しており、その性格・成立過程を究明することは意味のないことではない。

嘗て山脇鷲氏は、『実隆公記』の記述を具さに検討して、三条西家の青表紙証本が肖柏所持の本文を借覧することで成立したと<sup>注2</sup>推定され、また岡野道夫氏は先の三条西家にゆかりの三本を詳細に調査した結果、その緊密性・流動性を指摘されたのであ<sup>注3</sup>った。本稿は、このような二氏の研究の到達点に、兼良・宗祇・肖柏・実隆四人の注釈の大成であり三条西家の源氏学の出発点でもあつ

た「弄花抄」という注釈書を加えることによって、三本の成立過程・本文の揺れ動く様相を具体的に見ようとするものである。

部分と部分の類似に重きを置いた諸伝本の分類の過程で、手つかずの状態のままそこに取り残された問題点、即ち一伝本に固有な異文が、いかにして出現するに至ったかを明らかにし得るのは、唯一筆者の読みそのものなのであり、古注等に窺われる読みの継承を辿って行くことによって、我々は本文伝流の歴史を遡ることができのではないだろうか。

## 一 紅梅巻の「左大臣」

源氏物語の所謂第三部世界始発に位置する匂宮三帖は、内部に重大な矛盾を抱えて、果ては偽作説まで出現し、いまだ首肯し得る解決案をみない。紅梅巻で、薫は夕霧右大臣や紅梅大納言に「源中納言」と呼ばれている。それだけなら問題はない。ところが竹河巻を見ると、薫が中納言になると同時に、夕霧右大臣は左大臣に、紅梅大納言は右大臣にそれぞれ昇進する記事がある。何故紅梅巻で夕霧・紅梅大納言は左大臣・右大臣と呼ばれていないのか。

この問題に関して、兼良はこう述べている。

此の巻に兼を源中納言といへるはあやまり也。(中略)夕霧を右大臣とかき、紅梅ノおとどを按察使大納言と書侍れば、昇進の前の事也。

(『源氏物語年立』・享徳二年)<sup>注4</sup>

それからおよそ二十年の後、『花鳥余情』を著した兼良は、年立上、正編世界では光源氏の年齢・官位を、統編世界では兼の年齢・官位を基準とするという原則に従い、「源中納言」を尊重、紅梅巻を勾官巻の豎の並びと捉え、竹河巻を二巻に対して豎横の並びとして、紅梅巻の夕霧右大臣・紅梅大納言の問題を保留した。

この兼良の新説の欠陥部分を補ったのが弟子の宗祇である。

おなしきときの転任のうへは夕霧は左大臣紅梅大納言は右府たるへきを夕霧を右のおとどとかき藤大納言をそのまま大納言といへるはすきにし方よひならひたる故也

(『種玉編次抄』・文明七年)<sup>注5</sup>

宗祇は「源中納言」を尊重する立場を継承し、紅梅巻の夕霧・藤大納言はそれぞれ前官名で呼び通されているに過ぎないと考えたのである。兼良・宗祇の解釈では、紅梅巻と竹河巻との巻序が逆でもよいということになり、後世には二巻の巻序が逆ではないかとする解釈も生まれたのであった。

文明八年(一四七六)及び長享三年(一四八九)の二度にわたって宗祇の講釈を聞き、他日には兼良の講釈をも聴聞した肖柏は、

講義録「聞書」を成した。実陸は永正元年(一五〇四)、これを借り受けて第一次本の『弄花抄』を成し、次いで永正七年、今日一般に流布する第二次本『弄花抄』(七冊本)が出来あがった。<sup>注6</sup>その『弄花抄』にはこうある。

紅梅(一四五一・12)右ノヲト、ナン此世ノ<sup>ニ</sup>

①夕霧ノコトニヤ左ニナラスヘシ

②私此義如何

紅梅(一四五六・7)右ノヲト、ワレラカ

③左ナルヘシ

①の注記は肖柏が、講釈で宗祇の説いた所を筆録したものであろう。③もそうなのかも知れないが、①で得た考え方で肖柏または実陸が記したもののかも知れない。②が誰の書き込みなのかは今のところ判然としないが、『弄花抄』以後の三条西家関係の注釈書は「左ナルベシ」とする解釈を踏襲することになるのである。

二箇所における諸本の異同を見てみよう。

(一四五一・12)肖柏本「左」・書院部本「左」・三条西家

本「右」(左)

その他の諸本(右)(『大成校異篇』採録のものに限る)

(一四五六・7)肖柏本「左」・書院部本「左」・三条西家

本「右」

その他の諸本「右」

肖柏本と書陵部本とがいかに接近しているか、いかに宗祇の説に忠実であるかを顕著に窺い得る例であると思う。一方の「右」はミセケチにして「左」に改め、他方のはそのまま「右」に止め、躊躇する三条西家本の在り方にも注意したい。肖柏本・書陵部本は紅梅巻に限らず、宇治の物語に登場する夕霧右大臣の呼称のほとんどを「左」に改作しているが、三条西家本は再びこれを「右」に戻しているのである。

兼良・宗祇の読みが、三本に影響を与えている例をいまい少し掲げておこう。

桐壺(一九・六)世人モ

世ノ人モト詠云々 和抄

〔異同〕肖柏本・書陵部本・三条西家本「世の人モ」

その他の諸本「世人モ」

室町時代以降、源氏物語の講釈が様々な場で盛んに行われている。講師が物語や注釈書を抱えて行って、聴聞客の前で物語を朗読しながら講釈を加えていくのであるから、漢字と漢字との間に「の」を入れて読むか否かが、当時においては重要な問題であったのであろう。「弄花抄」の中には、或る箇所を消音で読むか濁音で読むかの注記もかなり見受けられる。「和抄」とあるのは兼良の『源氏和秘抄』のことで、「世人」を「世の人」と読むべく説いた兼良の説を宗祇以後踏襲し、肖柏・実隆は師の読み方を本

文上に受け継いだのである。

蓬生(五三〇・三)兵部卿官の御女ヨリ外ニ

式部卿トアル本モ有歟 書陵ナルヘ

シ乙女巻ニ式部卿トハ成給ヘル也

紫上ノ事

〔異同〕肖柏本「兵部卿官」・書陵部本「式(兵)」・三条

西家本「式(兵)」

その他の諸本「式」

物語の構想論・成立論の立場から様々な形で採り上げられた問題の箇所である。特に兼良の説であるという記載もないから、これは肖柏が宗祇に問いたままを記載したのであろう。肖柏は師説を素直に受け入れて「兵」とした。実隆は、書陵部本の段階では、「式」こそ諸本に共通の記述と知ってか知らずか、これをミセケチの形でのこしたまま「兵」を傍記し、三条西家本段階では、師の読みを多少意識して、「式」の横に「兵」を並記するに止めた。ここには、数十年にわたって様々な伝本を通過した実隆の読みの変化と、三条西家本の流動性を見取ることが出来る。

肖柏の無批判な本文改作を責めるのではなく、宗祇の、定家以来の青表紙本復興に際して、不審の点はこれを悉く解消しようとした熱意をこそ想うべきであろう。

これまで三条西家の青表紙証本に影響を与えたということで肖柏本が注視されて来たのであったが、今や肖柏本そのものが、『弄

「花抄」の注釈及び収抄本文（それは兼良・宗祇の源氏研究の成果でもあるが）から、青表紙本の立場で言えば、弊害を被っているという事実注目しなければなるまい。

玉鬘（七三五・九）う月のひとへめく物

或はのしひとへと有　うすきぬの事

見花鳥　一勘　如此のしをかけたる

ひとへ云々

（異同）肖柏本「う月の（のし）ひとへ」・書院部本「う月ののしひとへ」

三条西家本「う月のひとへ」

青表紙諸本「う月のひとへ」

注記に「花鳥」とあるのは『花鳥余情』、「一勘」とあるのは文明十二年（一四八〇）肖柏が不審の点を直接兼良に尋ねて得た返答注記である。「花鳥」の説を宗祇に聞き、再び兼良に尋ねて後、青表紙本系統の証でもある本文を河内本系統の本文に属する形に改めたのであろう。同じような例はまだいくらかもある。

① 蛸（八一・二・13）すそのの木丁 ↓ 肖柏本「みき丁」

青表紙諸本「みき丁」

② 若菜下（一一三三・14）右大将大納言に成給テ例ノ左ニウツリ給ヌ ↓ 肖柏本「右大将の君大納言に成給ひて。れの左にうつり給ぬ」

青表紙諸本「右大将の君大納言になり給ぬ」

③ 総角（一六〇八・11）さる心しけるにやと ↓ 肖柏本「さる心しける」

青表紙諸本「心しける」

①では「み」が消されて『弄花抄』収抄本文との共通異文に、②では「給ひて」以下が補入されて別本系統の本文に、③においても「さる」が補入されて河内本・別本系統の本文へと改変されているのである。いずれもそうすべきだという注記はない箇所であるが、先に掲げた例から、兼良や宗祇の説に従ったものと見てもよいのではないだろうか。

以上、紙幅の都合上あまり多くの例を掲げることではできなかったが、三条西家ゆかりの本文が、定家の青表紙本に最も近いと言われる諸本（例えば大島本など）とは異質の本文を有するに至った経路を『弄花抄』を通して見てきた。兼良・宗祇の読みを反映して、今日に伝わる肖柏本よりもより青表紙本であったであろう肖柏所持の本が、河内本・別本の性格の色濃いものに変化していった。書院部本はこれにかなり接近しているが、書写年代の下る三条西家本は、逆にこれらを離れるかたちで、正統な青表紙本に近づいて来るのである。

## 二 花鬘巻の「コナタサマニハクル物カ」

岡野氏は、肖柏本に非常に接近しているのが書院部本で、書院部本と三条西家本では同じ三条西家の証本でも随分距離が在って、

三条西家本の方がより現行の青表紙本に近いとされた。<sup>註8</sup>『弄花抄』を通して見ても氏の御論に反する所はない。三本のうち最も早く成ったのが肖柏本、次いで書院部本・三条西家本という順である。このうち三条西家本(実隆・公条・公順筆)の書写年代は享祿四年(一五三二)とわかっているが、肖柏本・書院部本の書写年代は判明していない。岡野氏は書院部本(実隆筆)の書写を延徳四年(一四九二)頃と推定されたが、今『弄花抄』を以て更に遡ることが可能なのではないかと思う。

『弄花抄』中には、異文に関する注記が多数掲げられていて、兼良・宗祇・肖柏・実隆の学統が、当時いかなる本文を目にしていたかを知る上で重要な資料と成り得る。

桐壺(一〇・八)三位ノクライ

ミツノ位ト可読ニヤ 或本ニハヲホキ

ミツノ位トアリ

和秘抄ニ正三位ノ事成云々

『大成校異篇』でこの箇所の変同を見ると、御物本のみが「おはきみつのくらい」とする本文を有している。しかしこれは「和秘抄」、即ち兼良の『源氏和秘抄』<sup>註10</sup>が収抄する本文でもあって、宗祇や肖柏らがこの異文を見たのは「和秘抄」においてであったと推察される。『弄花抄』の採録する異文のほとんどの典拠は、先行する注釈書に求めることができるようである。

『河海抄』・『和秘抄』・『花鳥余情』等の収抄本文並びに注

釈にすでに載る異文・異文注記を差し引いても『弄花抄』独自の異文注記がいくつも残る。例えば、

若紫(一六五・13)さしくみに

花 是も源の歌にやと云々 何如  
一本僧都とあり可然歟

「さしくみに」の歌を詠んだのは源氏であったか、僧都であったか。「花」即ち『花鳥余情』の兼良の説では「源」の歌だとするが、宗祇・肖柏は合点がゆかない。「一本」に「僧都」とあるからである。『大成校異篇』採録の諸本及び書院部本を見ると、御物本・肖柏本・三条西家本にのみ「そうつさしくみに」とある。異文の出所は肖柏本であると考えるのが妥当であろう。<sup>註11</sup>『弄花抄』の収抄本文と肖柏本・書院部本・三条西家本は非常に接近しているが、いずれも同一ではないのであるから、三本とも異文の典拠と成り得るはずである。<sup>註12</sup>

花宴(二七一・9)コナタサマニハクル物カ

異本ニハノ字ナシヤスラカナリ

『大成校異篇』に採録されている諸本で、「コナタサマニハ」の「ハ」を表記しない伝本は一本もない。ところが書院部本は「てなたさまに」で「は」を欠くのである。現在我々が目にすることの出来るいかなる資料にもまして、『弄花抄』が「ヤスラカナリ」と判断する根拠となつたこの異文の出所が、書院部本である可能性は高い。

『弄花抄』の基本的資料である肖柏の『聞書』は、桐壺巻から松風巻までの残欠本の形で現在に伝わっており、<sup>注13</sup>『弄花抄』の桐壺巻から花宴巻までに載る異文注記は、既に『聞書』の内に在る。実陸書写の書陵部本にしか見ることのできない異文が、肖柏の『聞書』の段階で既に存在するとはどういうことであるか。

先にも述べたように『聞書』は、文明八年（一四七六）・長享三年（一四八九）の二度に及ぶ宗祇の講釈と、他日の兼良の講釈とを聞いて肖柏がまとめたものであるが、永正元年頃実陸の手に渡り『弄花抄』に成長する一方で、『聞書』自体も成長していったであろうことも考えておく必要がある。「異本ニハノシナシヤスラカナリ」が文明八年から長享三年までの間に『聞書』に記されたのか、それ以後であるのか。後者の場合岡野氏の推定に無理はないが、前者の場合書陵部本の書写年代はもっと早くなる公算が大きい。

『実陸公記』の文明十五年（一四八三）から文明十七年までの間には、実陸が宇治十帖の巻々を書写した由の記事が散見し、文明十七年閏三月二十一日には、源氏物語五十四帖を書写し終えたところ。そして、同月の二十八日からは宗祇・肖柏を招いて葵巻から講釈を開始し、一年と三ヶ月を要して了了している。岡野氏の推定された延徳四年はこれよりおよそ四年後であるが、書陵部本の書写が宗祇・肖柏の講釈終了後さらに四年を経過して行われたと考えられるには、その内部に校訂の痕跡が多過ぎはしまいか。

左にその具体例を掲げる。

藤袴（九二七・八）カクコンモトテ 或本カコトモトテ

安ク聞ユル歟 ↓ 書陵部本……

「かくこむ（と）をもとて」

藤袴（九三〇・二）心モテ日影ニ ↓ 書陵部本……「ひかり（け）」

り（け）」

藤裏葉（九九八・11）今日ノ御法ノエヲモ ↓ 書陵部本……

…「えに（を）も」

鈴虫（二二九一・八）カラノ百歩ノクヌエカウ ↓ 書陵部本……

本……「百ふのくぬえかう」

鈴虫（二二九二・七）行カウノ人々 又ハ行道トアリ云々

↓ 書陵部本……「行た（か）う

の人人」

鈴虫（二三〇二・4）故御息所ノ ↓ 書陵部本……「故御

息所」

『聞書』が『弄花抄』へと成長する過程で、実陸の自説も多少加わるが、これらすべてがそうだとはいえない。書陵部本は『聞書』所収の本文（即ち兼良・宗祇の読み）に迎合すべく受けた校訂の跡をそのまま残し過ぎているのである。

文明七年に宗祇の『種玉編次抄』が成り、文明八年に肖柏は第一回の宗祇の講釈を聴聞する。紅梅巻や宇治十帖に登場する夕霧右大臣が全て「左大臣」と改作されている肖柏本の書写年代はこ

の近辺であったはずであり、文明十二年に兼良から一函を得て最終的な校訂を受け、現在のような形で伝わったのであろう。『弄花抄』が掲げる異文に、肖柏本の倍の割合でよく一致する本文を持つ書陵部本は、肖柏本とは距離のある或る本文を祖本として有していたと考えられるが、これと肖柏本から借り受けた本文・その他の資料をもとに実隆が校合書写した本文こそ書陵部本であり、文明十七年閏三月二十一日に書写された源氏物語五十四帖だったのでないだろうか。宗祇・肖柏を自邸に招いた目的の一つは、その校訂を行うことであつたのであり、先の書陵部本に見える校訂の痕跡がその当時の様子を如実に物語る貴重な資料であるとは考えられないであろうか。

『実隆公記』の始まるのが文明六年（一四七四）、実隆二十歳の年からで、文明八年八月十九日の条には「晩頭肖柏来話云々」の記事が見える。『聞書』に記された「コナタサマニハ」の異文「こなたさまに」を肖柏が目にし得たのは、書陵部本へと変貌を遂げる以前の或る本文においてであつたと思われる。書陵部本と肖柏本との緊密な関係は、例えば山脇氏の述べられた如く、肖柏所持の本を実隆が借り受けて校合に使用したというような、いわば一方通行的な関係であつたとは考え難い。文明八年の頃すでに実隆の手に在ったと想像される「或る本文」は、逆に肖柏本の成立にも関与し得たのではないか。現に、山脇氏も指摘されているように、『実隆公記』文明八年八月十九日の「晩頭……」の記述<sup>注15</sup>

の後には、肖柏から夢浮橋巻の書写を依頼された由の記事が存在するのである。

### 三 東屋巻の「かみの君のかたより」

三条西家本が、肖柏本・書陵部本の二本に比べて、より正統な青表紙本の本文に接近しているという事実は、『弄花抄』を通してみただけの場合にも確認される。『弄花抄』が収抄する本文の中から河内本系統にのみ属する本文を抜き出して（38例）、三本にそれぞれ吸収されているかを調査し、肖柏本・34例、書陵部本・27例、三条西家本・11例という結果を得たのである。しかし本稿は、河内本系統の本文を訂正して青表紙本に接近するという三条西家本の在り方には注目しない。逆に、宗祇や肖柏よりもずっと多くの伝本を目にすることが可能であつた実隆が、何故もつと定家の青表紙本の正統に接近することができなかつたのかを考えてみたいのである。

須磨（四三五・一）センシヤウ

花鳥ニ見ユ 一答云 軟障トアリ

暮ノヤウナル物ニ 高キ松ナト絵ニ

書テ壁ニソヘテ引也

〔異同〕肖柏本「せんしやう」・書陵部本「せむしやう」・

三条西家本「軟障」

他の青表紙諸本「せしやう」・河内本、別本「せん

「一答」とは、文明九年（一四七七）宗祇が不審の点を兼良に尋ねて得た返答注記である。「花鳥」にある説明で満足できなかった宗祇は「センシヤウ」がどんな物か、具体的に知りたかったであろう。ここで注意したいのは、三条西家本だけが「一答」の掲げる「軟障」の表記を採用しているということである。読むという面では寧ろ有難いようなものではあるが、本文を校合書写する態度という観点からは見過ごしにできない例であろう。

前項に掲げた「さしくみに」の箇所で、「そうつましくみに」とする本文を有するのは肖柏本・三条西家本・御物本のみであった。「そうつ」の語は、おそらく「さしくみに」の歌の主を明示する傍記の如きものであったのが、肖柏本の段階で本文の中に組み込まれてしまったのであろうと想像される。実隆父子はどうしてこれを削除できなかったのか。

東屋（一八一三・五）かみの君のかたより

常陸守辺より也 イ本かの君の

左少将の辺より也

中將の君は、浮舟と一緒に中の君の邸に身をよせている。匂宮が、後の宮を見舞うため邸を出ようという時、御前に伺候する人々の中には浮舟との結婚を拒否した左近少将がいる。女房の一人は彼の噂ばなしを始める。「かの君の方より」<sup>注16</sup>聞いたと言うのである。

「かみのきみ」とする本文を有するのは三条西家本だけであるから、『弄花抄』のこの収抄本文・注記は実隆が書き加えたものであろう。他の青表紙諸本のように「かの君」とするのでは、口さがない女房が、左近少將の噂を常陸守の縁者から聞き及んだのか、左近少將の縁者から聞いたのかが曖昧になると考えた実隆は、「かの君」に仮託する「左近少將の辺より也」の解釈を「イ本」扱いとし、自説「常陸守辺より也」に一本化すべく、本文を「かみのきみ」に改作したのである。

三条西家の青表紙証本が書院部本から三条西家本へと変容する過程で、確かに多くの河内本・別本系統の本文が訂正された。しかし、はたして実隆の校合書写する態度に、肖柏のそれと異なるものを見いだすことができるであろうか。右に掲げた例が、かかる疑念を抱かさずにはおかないのである。

河内学派がその隆盛を極めた時代、諸本混合の末にできあがった本文は、実に読みやすく不純な本文ではあったが、『水原抄』なる大部の注釈書の出現を可能にした。青表紙本に依拠する源氏研究にもそのような時代が到来したと言つてよい。「花鳥余情」が世に出て鑑賞批評に力が注がれ、宗祇から「聞書」へ、「聞書」から「弄花抄」へ、「弄花抄」から、後世絶賛を博した「細流抄」へと注釈が成長し、本文との関係・物語の展開との関係を、例えば「河海抄」などは足元にも及ばないほど密にしていた。そうした状況下で本文優位の原則が破られ、注釈書がこれに改変を強

いるというような現象が起こるようになった。「本文から読みへ」の順序が「読みから本文へ」の順序へと逆転するという事態が生ずるようになったのである。

実隆が、自家の権威にものをいわせて、貴所に眠る本文を悉く披見し、本文優位の原則にもっと忠実であったならば、古典の大衆化という現象は現出されなかったのかも知れないが、近世の源氏研究はより純粋なたちで進展を遂げたはずである。

## むすび

『弄花抄』を基軸に据えて、肖柏本・書院部本・三条西家本の成立と性格を見てきた。

青表紙本と河内本の区別が明瞭でなかつた<sup>注17</sup>当時の、兼良・宗祇の影響力には驚かざるをえないが、河内本系統の本文によって源氏物語の研究をおこなった兼良と、定家以来の青表紙本の復興に努めた宗祇との接触こそは、青表紙本の並流ともいえる肖柏本の出現を暗示するものであったと言えよう。兼良・宗祇の読みの影響と肖柏本の影響とを共に払拭することが可能であったろう実隆が、三条西家本を書写する段階でそうできなかった理由の一つには、自家の注釈書『細流抄』への用意として『弄花抄』を完成させたことがある。肖柏の『聞書』によって伝授された先の二人の読みを欠いて、『細流抄』の成立はあり得なかつたのであり、二人の読みを継承するには、本文上に『弄花抄』の収抄本文・河内

本・肖柏本より引き継いだものをいくらか残しておく必要があつたのであろう。

先にも述べたように、この時代には源氏の講釈が盛んに催されており、講師は物語を朗読し、問題の箇所についてはこれに注釈を加えなければならなかつた。当然のことながら聴衆を納得させる注釈の体系が必要である<sup>注18</sup>し、その注釈は物語の本文とうまく照合するものでなければならなかつたのである。三条西家ゆかりの本文の性格を『弄花抄』から捉えることができるのも、実はそのような享受形態が存在したからである。

注1 工藤進思郎先生編『首書源氏物語 蓬生・関屋』（昭和六二年 和泉書院）解説に詳しい。

2 『源氏物語の文献学的研究』（昭和十九年 創元社）に詳しい。

3 「証本源氏物語の本文について——特に肖柏本との関係について」（『語文』第二三輯 昭和四一年三月）。

4 『増註源氏物語胡月抄』（昭和五七年 名著普及会）所収のものによつた。

5 中野幸一氏編、源氏物語古註釈叢刊卷四（昭和五五年 武蔵書院）所収のものによつた。

6 伊井春樹氏著『源氏物語注釈史の研究』（昭和五五年 桜楓社）に詳しい。

7 岡山大学附属図書館所蔵の池田家文庫本『源氏物語聞書』

(七冊)を底本に採用した。伊井氏の所謂第二次本「弄花抄」に属する善本である。(一)内に「源氏物語大成」校異篇における頁数・行数を示し、諸本の異同の書式もこれに従った。

8 注3に同じ。

9 注3に同じ。

10 ノートルダム清心女子大学古典叢書第三期5「源氏和秘抄」(昭和五七年 福武書店)によった。

11 「弄花抄」の収抄する本文と掲げる異文とが、その他の伝本に一致しないのに、御物本と三条西家ゆかりの本文とに等しく一致するという例がいくらかあるのは気になる現象であるが、ここでは言及しない。

12 ただし三条西家本については、書写年代が「弄花抄」の一応の完成以後であるから、それ自体が異文の典拠であるというよりも、その校合書写に貢献した諸資料が典拠だと考えたほうがよさそうである。

13 国学院大学図書館蔵本で、伊井春樹氏編「弄花抄 村源氏物語聞書」(昭和五八年 桜楓社)に翻刻されている。

14 注6に同じ。

15 注2に同じ。

16 日本古典文学全集の記載で、全集は左近少将の縁者から聞き及んだとする。

17 「弄花抄」が異文と認めているものの中に、河内本・別本系統に特有のものがあると等しく背表紙本系統に固有なものが存在することでもわかる。

18 実際に講釈の場で「弄花抄」が活用されたであろうことは、その各冊目録の巻々の名の辺りに「講談日数二日」「講一日」等の書き込みがあるのでわかる。(岡山大学大学院研究生)

『研究室受贈図書雑誌目録』(一)

(昭和六十三年一月〜十二月)

単行本・目録

聖徳太子の世界(奈良国立文化財研究所)

桃園文庫目録(東海大学附属図書館)中巻

雑誌・紀要

愛知淑徳大学国語国文 第十一号

愛知大学国文学 第二十八号

愛文(愛知大学) 第二十四号

青山語文 第十八号

旭川国文(北海道教育大学旭川分校) 第四号

跡見学園短期大学紀要 第二十三集、第二十四集、第二十五集

魚津シンポジウム(洗足学園魚津短期大学) 第三号